

# 在ワシントン日本公使館の形成

—吉田清成駐米公使時代を中心に—

西脇 彩央

## はじめに

本研究は、吉田清成（1845-1891）<sup>1</sup>の駐米公使時代（1874-1882）に焦点を当て、当時の在ワシントン日本公使館のあり方を明らかにしようとするものである。彼の在任期間は約7年の長きに亘り、1875年に吉田・エバーツ協定を締結したことで知られる<sup>2</sup>。本稿では、公使館という建物・場を重視し、立地や規模、その借入や購入の経緯、館員とその職掌・生活について明らかにし、吉田はじめ公使館員のふるまい、それに対する現地での評価について考察する。

明治前期の外交官に関する研究の中で、公使館という場に着目したのが犬塚孝明である<sup>3</sup>。犬塚は公使館を「外交上重要な「場」として、「国家の体面を傷つけぬ」建物の必要性を指摘し、当時の外交官の公使館形成の試みを、鮫島尚信を中心に、在欧公使館に即して検討した。ただ、犬塚が主に扱う資料は日本外務省に残る公文書や公信録に限られる。そのため、話題の重点も公使や書記官・書記生等、政府官僚の動向や、外交交渉や外務省からの指令への対応等である。

当時の外交官の職務は「交際事務」であった。この「交際」とは、広く外国との関係構築のため必要な交渉を指し、多様な任務を含む。官庁（外務省）として特定の目的を果す仕事（条約交渉、お雇い外国人関係、物品購入等）以外にも、現地要人のレセプションへの出席等、公文書に残るとは限らないものもある。このような外交官の営為を本稿では「社交」と表現する。

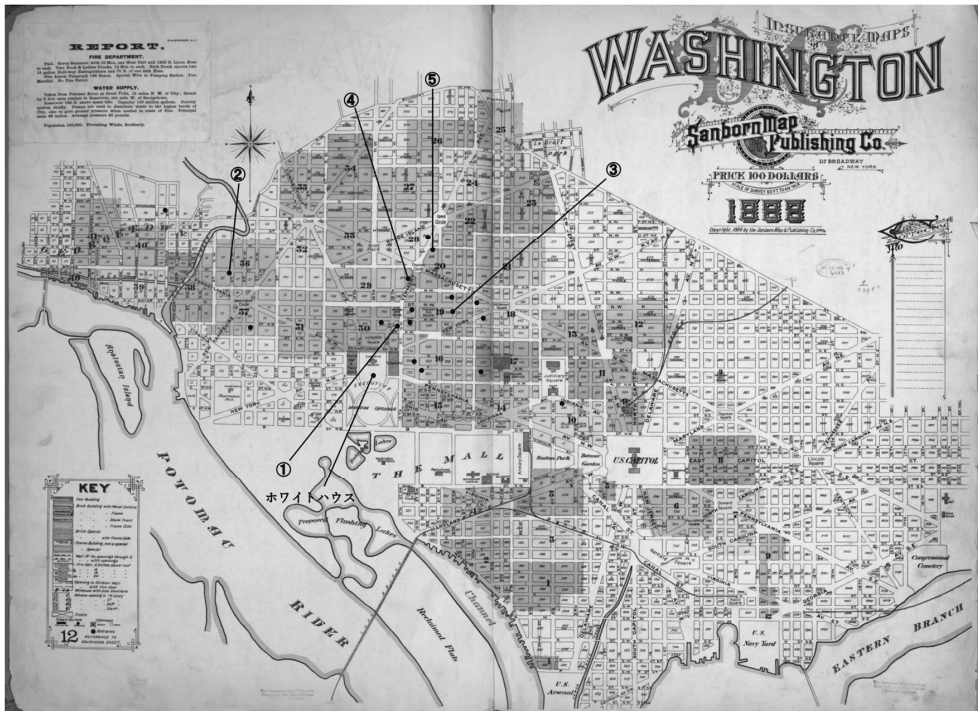
本研究では日米両政府の公文書とともに、*Evening Star* や *National Republican*、*New York Times* 等、ワシントンやニューヨークに拠点を置くものを中心に米国の新聞記事を博捜する。またその質・量ともに吉田清成の公私にわたる営みを知るには出色である「吉田清成関係文書」（以下「吉田文書」）<sup>4</sup>を用い、吉田公使や日本公使館のありようを明らかにする。立地や人員の変遷、公使館員の仕事内容や生活を追うとともに、その社交活動と現地での評価について検討する。

## 第1章 公使館の態勢と整備

### 1-1 在外使臣の派遣

1874年11月30日、吉田清成はサンフランシスコに到着した。妻の貞や、新たに公使館で共に働く吉田二郎や浅田徳則、田代静之助など書記官、書記生等も同道しての旅であった<sup>5</sup>。着米後、吉田ら一行は12月9日に鉄道でワシントンに向け出発し<sup>6</sup>、16日に到着した。18日には米国のグラント大統領と面会し、信任状を奉呈して、吉田は正式に駐米公使として承認された<sup>7</sup>。

吉田は、森有礼少弁務使（1872年5月中弁務使昇格、同年11月に代理公使）、森不在時の高木三郎・矢野二郎臨時代理公使に次ぎ、初の特命全権公使として米国へ派遣された。



【図】日本公使館所在地の変遷と書記官・書記生の下宿地

“Sanborn Fire Insurance Map from Washington, District of Columbia” (1888、米国議会図書館蔵)、*Congressional Directory* より作成。数字や名称を付していない黒点が書記官・書記生の下宿場所。

明治2(1869)年2月に太政官へ出された外務省伺において、現在欧米列国と「並肩ノ交」が出来ない原因の一つを、日本政府が在留公使を派遣していないためと見たように<sup>8</sup>、在外使臣の派遣は、政府が欧米諸国と対等な外交関係を築く上で重要であった。

明治2(1869)年6月制定の「外国官職制」「外国官職掌分課」において、「同盟外国エ日本公使及領事官等ヲ置」くとし、「全権公使」「公使」「弁理公使」の名称と職掌がそれぞれ定められ、上記三者の任務は「両国ノ交際ヲ司」ること、「本国ヨリ命令スル事務ヲ奉承」すること、「其国ニ在留スル日本士官及諸日本商民ノ司長タル者」を「支配」することとされた<sup>9</sup>。翌年、外国官が外務省に改編されると、同年10月に鮫島尚信を、12月に森有礼を、それぞれ欧州(英・仏・独)と米国へ、少弁務使として派遣することが決まった<sup>10</sup>。これを受け、同年11月24日に大・中・少弁務使や(権)大・少記が設置される。大・中・少弁務使は「交際事務」と「其国在留生人民」の管轄、大・少記は弁務使に属し「書記通訳及会計等」を掌るとされた<sup>11</sup>。

吉田公使時代の外交官の職掌は、1875、1876、1880年の「外務省職制章程」に言及がある<sup>12</sup>。各年文面に細かい違いはあるが、公使の職掌は駐在国との「交際事務」である。これら章程で、外務省や外務卿の基本的な位置づけは「我邦相交ルノ公法ヲ照準シ海外各国政府ト我帝国天皇陛下政府トノ交際事務ヲ奉行スル」、「外務省ハ外国交際締約ノ事務ヲ管理」するとされ、「交際」とは、各国政府と関係を築く上で必要な交渉等、多様な職務が含意されていたと理解できる。

## 西脇：在ワシントン日本公使館の形成

吉田が公使として委任されていた職務内容を見ると、条約改正交渉や新規条約調印をはじめ、フィラデルフィア万国博覧会御用掛やお雇外国人の斡旋、各省使からの常務遂行代理、物品購入依頼等、多岐にわたる<sup>13</sup>。吉田と同時に英国へ派遣された上野景範公使については、郵便交換条約の調印や電信会議への出席、各省使依頼の物品購入に関する委任状が確認できる<sup>14</sup>。

また1874年4月制定の「公使領事費用条例」には、「天長節宴会料」や「交際上」での外国人への贈品関連の規定があり、「交際事務」として社交的な経費支弁も認められていた<sup>15</sup>。

### 1-2 公使館購入

着任した吉田は、森有礼元少弁務使以来使用してきた、ワシントンの M street と 24th street の角地にある日本公使館に入居した。しかし、その建物について次のような感想を漏らしている。

我々の古い公使館はこんな状態です——修理が必要で〔略〕日本公使館と呼ぶに相応しくありません。遅かれ早かれ、街の中心部のもっと近いところへ引っ越さねばならないでしょう。〔略〕私はワシントンで隠遁者のような生活は送りたいくないのです。それでは〔日本〕政府が外国へ代表者を派遣した意味がなくなりますから（筆者訳）<sup>16</sup>。

ここから、吉田が外交において建物としての公使館を重視していたこと、その公使館は吉田着任時にすでにガタが来ていたことがわかる。実際、1874年12月31日の新聞記事<sup>17</sup>は日本公使館の立地を「西の端」とし、数年間公使館は修理し続けていると伝えている。

吉田は「交際上之義務に付ては何れの公使にも劣る積」<sup>18</sup>とし、公使館や自身の体裁を気にかけていたが、実際どのように日本公使館を整備していったのだろうか。

森有礼弁務使着任より吉田公使離任まで、ワシントンの日本公使館は延べ5ヶ所で開設されている（【図】参照）。まずはその借入及び購入の事情を、吉田公使離任までを通して確認する。

まず、森有礼は1871年3月2日のワシントン到着後、865 15<sup>th</sup> street（【図】上①）に「仮公使館」を置いた。しかしこれは当座の滞在場所であり、間もなく M street 24<sup>th</sup> street（【図】上②）に移動する。この2つはいずれも借入である。これらの借入書類は残っていないが、外務省に残る『借地及借家料関係雑纂 在米大使館』（以下『雑纂』）には、目次にのみ①と②の（仮）公使館開設の記載がある<sup>19</sup>。目次によると明治4（1871）年1月に①を仮公使館とする旨の届出、また同年5月に、8月から②へ公使館を転居する旨の届出がなされている<sup>20</sup>。その後、吉田着任までここが日本公使館として使用されるのであるが、既述の通り、吉田はこの建物を不適切として、到着直後から新しい公使館を探し始める。

着任直後、公使館米人書記官のチャールズ・ランマン（Charles Lanman）<sup>21</sup>は Arlington 付近 K street 沿いで家具付の良い家があると知らせている<sup>22</sup>。持ち主はヨーロッパへ行く予定で、吉田の求める物件に最適だという。『雑纂』を確認すると、1875年1月6日に、N.L. Jeffries なる人物と、吉田との間で借家の契約が交わされている。契約書によると、借家は K street の Scott Place の角地にあり、家具付で、1875年1月20日から1877年1月20日までの2年契約で、年間3,800ドルの賃料であった（図上③<sup>23</sup>）。以前の公使館よりホワイトハウスに近く、吉田の希望通り、日本公使館は街のより中心部に移ったことがわかる。

公使館の費用に関しては1874年4月制定の「公使領事費用条例」により公使館借料を上限4,000円/年とし、別途備品購入費として上限1万円を一回限り支給することになっていた<sup>24</sup>。その後借料は1876年に上限3,000円/年、1879年には上限3,500円/年に改定された<sup>25</sup>。

三度目の引っ越しは、上記の物件が満期を迎える 1877 年 1 月で、同所にほど近い Vermont Avenue 1122 番地、賃料は年 3,000 ドル、貸し主は Addison M. Smith、レンガと石造りの物件である（【図】上④）<sup>26</sup>。転居前年 9 月の吉田書簡によると、現公使館が家具付で年 3,800 ドルのため、「多分之減額」となるが、立地が現在より少し劣るくらいで、「二等位優等之家作に有之、厩も付、地所も少しは有之、隣家も優等之人々」として満足の意を表している<sup>27</sup>。同年 11 月 14 日付の吉田発外務省公信を見ると、この物件は同年夏建築の新築で、以前より広いと記されている<sup>28</sup>。翌 1877 年 3 月の吉田書簡には、「当館移転一層之便利を加候次第に候」とある<sup>29</sup>。

この物件は、当初 1878 年 10 月 31 日までの契約だったが、同年 8 月に 1880 年 10 月 31 日まで貸借を延長した。延長後の賃料は年 2,700 ドルとなる。1880 年に再度貸借延長を願い出たが貸主が承諾せず、No.1310 N Street NW（【図】上⑤）へ移転した。これは元開拓使雇のケプロン（Horace Capron）<sup>30</sup>の所有で、年 2,700 ドル、5 年契約であった。吉田とケプロンは以前から、開拓使が吉田へ依頼した武器購入の手配をケプロンが担ったり<sup>31</sup>、吉田がケプロンを公使館の宴会に招待したり<sup>32</sup>という交流を持つ。これらの関係上に、土地貸借・売買があったのだろう。

1880 年 6 月 5 日の吉田発外務省宛公信<sup>33</sup>では、この建物の広さは公使館として十分でないが、「役所書庫并ニ食堂等」のため「拾七坪余」増築すれば、現公使館より広くなると説明する。同年 5 月 31 日付吉田宛ケプロン書簡<sup>34</sup>には、増築費はケプロンが負担し、“the plan and the specification”に従い、“Twenty five (25) feet square”で 3 階建の建物を増築すると述べる。

その後、1881 年 11 月 10 日にこの公使館は日本政府により買い上げられる。上記ケプロン書簡には、同年 11 月以降 1 年以内に日本政府が建物と土地の購入を決定した場合、10 年分の家賃 27,000 ドルを支払っていつでも日本政府が所有できると記されている。

吉田は以前より公使館購入を目指し、買入の利を外務省へ説明していた<sup>35</sup>。しかし購入許可は下りず、1877 年 4 月、吉田二郎書記官の帰国時にも再度伝言を託したが、返事はなかった<sup>36</sup>。

1881 年 10 月 10 日、外務省が漸く公使館購入を許可した。同年 11 月 26 日付吉田発の公信によると、同月 10 日にケプロン所有の建物及び土地を、翌 11 日に同地に隣接するメーグス（Meigs）の土地を購入した。代価はケプロンへ 27,000 ドル、メーグスへ 4,281 ドル 25 セント、手数料 110 ドルが仲介人（「リアル・エステート・エゼント」）のフィッチ（Fitch）へ支払われた<sup>37</sup>。

また同公信には、登簿上、外国政府は「地券」の所有者になれないため、英国公使館の例に倣い、吉田名義で登簿したとある。そして、外国政府代理人所有の財産には課税されないことも確認している。吉田は公使館購入実現のため、以前から諸々調査をしていたようで、免税措置については、1878 年 3 月 7 日の公信において、英国公使館が免税対象となっている事実を指摘し、日本公使館も購入した場合、同様の特権が得られるだろうと報告している<sup>38</sup>。

公使館の購入及び税金を巡っては、購入後に少々トラブルがあったらしい。まず購入に関し、1881 年のものと思われる 12 月 27 日付吉田宛ケプロン書簡<sup>39</sup>から、日本政府の支払い額に対し、ケプロンが不服だったことがわかる。彼は 1881 年を通じ、公使館の様々な改善や修繕を行い、その金額は（土地代と合わせてか）合計 29,409 ドル 16 セントに上ったと主張する。彼は、多大の修繕費をかけたのは、日本政府が購入する際、（修繕等を加味した）正当な取引をして欲しいと思ったからだと言え、また今日 30,000 ドル以下でこの地域の物件を売る人はいないなどと述べ、直接的表現は避けるものの、日本政府の支払額への不満が伝わってくる。ケプロンは吉

## 西脇：在ワシントン日本公使館の形成

田へ、修繕費を巡る事情を日本政府へ説明するよう求めるが、その後、同問題を吉田や政府がどう扱ったかは不明である。『雑纂』に、ケプロンの主張を検討する史料は見当たらず、彼への支払額の変更は日本政府や外務本省に聞き入れられなかったのではないかと考えられる。

さらに購入後、免税だと思っていた公使館所有地が、税金未納として広告に掲載される事態も発生した。吉田帰国後の 1882 年 10 月、公使館書記官の高平小五郎よりの報告<sup>40</sup>によると、公使館買入の際に仲介人となったフィッチが詳しい事情を調査し、「ワシントン府庁」<sup>41</sup>の役人と掛合った結果、1882 年 1 月から 6 月までの分は免税措置となった。

前年 12 月までの税金支払いについては、メーグス旧所有の土地は無事処理されたが、ケプロン旧所有地については一悶着あった。結局、日本政府の購入時である 1881 年 11 月 10 日までの税金はケプロンが、それ以降は公使館が支払うとされたが、高平によると、ケプロンは当初、（購入前の税金も）公使館が払うことを主張したという<sup>42</sup>。また、購入前はケプロンの支払いとなったものの、ケプロンは「此節追々老衰し、家事困難の事情申立」、高平に支払いの立替を依頼した。高平は「同氏〔ケプロン〕と卑官との間に止まる」ものとして立替を認めたという。また仲介人フィッチへ尽力の謝礼として、11 円相当の七宝焼蓑立を贈ったことも伝えている<sup>43</sup>。

なお仲介人について、購入時の事情を伝えた前述 11 月 26 日付吉田発の公信において、地所購入の際は、「其手〔仲介人〕ヲ経ルヲ安全ナリトス」と説明されている。また米人書記ランマンの妻アデライン・ランマンが吉田に宛てた書簡<sup>44</sup>に、仲介人を立てるよう勧めるものがある。これは発信年月日が不明だが、内容から、1880 年にケプロンから地所を借りようとした際のものではないかと考えられる。この書簡によると、ケプロンは家の中の鏡や本棚に、家賃とは別の貸借金を要求したらしい。これに対し、それらの費用は通常家賃に含まれるとアデラインは憤慨し、吉田に仲介人を立てることを勧めたことがわかる。

### 1-3 公使館員

日本公使館から米政府国務長官へ提出された報告書である“Notes from the Japanese Legation”（以下“Notes”）<sup>45</sup>の中には、日本公使館から定期的に提出された使用人等を含めた公使館員のリストが含まれる。それを確認すると、吉田公使時代の公使館には、吉田（一時帰国中は代理公使の吉田二郎）と清成の妻・貞の他に 2～5 人の書記官・書記生が勤務し、5～11 人の使用人が雇われていた（下【表】参照）。前節で言及した「外務省職制章程」によると、書記官や書記生の職務は、公使や領事に随行して「庶務」を担うとされたが<sup>46</sup>、実際には、どのような仕事に、どのように従事していたのか。

吉田と同郷出身で親しい間柄の上野景範・中井弘に宛てた書簡にて、吉田は公使館員の日常をユニークに表現する。まず書記官の吉田二郎は「ヂョッジ [judge か]」のように勤勉で、矢野二郎も隙が無く、書記生の浅田徳則は頼山陽を「朝から晩までヒネクリ廻し」、同じく書記生の浅野繁次郎と田代静之助は、会計・「プレスコツピース」・「記録」を担当するという<sup>47</sup>。

この書簡から、書記官・書記生の仕事として「会計」「プレスコツピース」「記録」が見えるが、具体的にどのような職務だったのか。まず「会計」、金銭管理についてである。吉田文書には、“Riggs & Company”へ吉田が入金や為替換金の依頼をしている記録が多数見受けられる。その金の用途を逐一説明することは困難だが、使用人等の給与や、開拓使購入の武器費用としての使用が確認できる。書記生天野瑚二郎からの書簡<sup>48</sup>によると、天野が「リツグス」銀行」

【表】日本公使館員

1874.12	1875.5	1876.10	1877.10	1878.5	1878.11	1879.11	1880.11	1881.11
吉田清成（特命全権公使）					帰国			
吉田二郎○				代理公使		不在一		
矢野二郎○								
浅田徳則△					帰国○一			
浅野繁次郎△								
田代静之助△								
天野瑚次郎□							帰国△一	
小倉治郎□							△	
							田中章△	
							橋口直右衛門△	
							高平小五郎△	
(計) 6人	5人	4人	3(4)人	3人	4(5)人	3(4)人	3(7)人	3人

着色部が公使館員として在任の期間。記号は役職（○＝書記官、△＝書記生、□＝書記生見習）。  
“Notes”より作成（公使・書記官・書記生・書記生見習のみ抜粋）。

へ行って「公用チエツキ [check]」につき尋ねたところ、前回の引出記録は7月29日、用途は7～9月分の米人書記官ランマンの給与の前渡しであった。また同書簡には、公使館会計は、書記生田中章の留守中は天野が立て替えておくことや、田中が会計帳の保管箱の鍵を携帯している等の記述があり、当時、公使館会計は田中が掌っていたようだ。

開拓使から依頼され、外国人教師の斡旋や武器、測量器具購入等を公使館が引き受けることもあった<sup>49</sup>。書記生小倉治郎は書簡の中で開拓使関連の買物のため多忙だと述べ、また自身の仕事として、公使館の会計の決算や「敷物窓掛之仕末」を挙げている<sup>50</sup>。

続いて、「プレスコツピース」及び「記録」である。特に前者は、どのような職務を指すのか断定しかねるが、書記官・書記生の書簡内容から、電信の発受や書類管理、翻訳の仕事の可能性がある。書類関連の書簡では、吉田に署名を求めるものが複数存在する<sup>51</sup>。“Notes”所収の報告書簡を見ると、差出人と署名の筆跡は吉田であるが、本文の筆跡は署名のものとは明らかに異なり、多くはランマンの筆跡である。公使館で作成する書類について、本文をランマン等書記官・書記生が筆記し、公使の吉田は署名のみ記すという書類作成過程が見える。

ランマンは、“Notes”の館員リストや『館員録』に名前の掲載はないものの<sup>52</sup>、吉田公使在任中、一貫して現地人書記として吉田を支えた。吉田文書内には21通の吉田宛ランマン書簡が存在する。ランマン宛の吉田発書簡の控は残っていないが、ランマンの書簡内容から、吉田からもしばしば発信されていたことがわかる。ランマンは下関償金返還問題に関してロビー活動を展開する等<sup>53</sup>、日本政府の外交上重要な働きをなし、公使館の職務を語る上で不可欠の人物といえる。ランマンは吉田へ、下関償金返還問題や条約改正をめぐる米国議会の動向等を伝えるとともに、関連する米国新聞記事の切抜をそれらの書簡に同封する場合もあった<sup>54</sup>。彼は当時米国に留学していた津田梅のホストファーザーでもあり、書簡の中には梅をはじめ他の女子留学生山川捨松や永井繁への言及もある。

館員リストには館員たちの住所記載もある。それを見ると、吉田及び妻の貞は公使館を住居とし、使用人も同居していた。書記官や書記生、書記生見習は公使館住まいの場合もあるが、

他所から通う場合もある（【図】参照）。1874年4月制定の公使領事費用条例によると、公使・領事は公館住まいと定められ、書記官以下は公館・公館外に居住する場合がそれぞれ想定されている。書記官等が公館外に居住する場合は下宿料が支給された<sup>55</sup>。

さて、日本公使館を支えた顔ぶれは以上のような面々であったが、他国公使館の陣容と比較すると、どのような特徴があるのだろうか。Official Congressional Directory<sup>56</sup>に記載された各国公使館の人員は、特命全権公使（envoy extraordinary and minister plenipotentiary）や代理公使（charge de affair）、弁理公使（minister resident）、書記官（secretary）、書記生（attaché）、また公使館付陸/海軍士官（military/naval attaché）や翻訳官（translator）等に区別されている。

吉田公使時代のワシントンには、33ヶ国<sup>57</sup>から公使等外交官が派遣されていた。これらのうち、吉田と同じく特命全権公使を派遣していたのは、欧州諸国と、ブラジルやメキシコ等中南米を中心に日本を含めた総計22ヶ国<sup>58</sup>の政府である。東アジアからは、1878年に清が参入する以前は日本のみである。

それぞれの公使館の陣容を見てみると、0～14人であるが、1～3人である場合が多い。比較的人員の多い公使館としては、仏国公使館が3～6人、英国公使館が4～7人、スペイン公使館が4～9人、清国公使館が6～14人となっている。日本公使館は、吉田着任以来、吉田不在時も含めて3～6人で館員数が推移していた。

吉田着任直前の1874年1月19日のNew York Timesにおいて、ワシントンの各国公使館の様子が紹介されているが、人数の点から当地最大の公使館は人員が8人のスペイン公使館で、次いで英国、仏国であると報じられている<sup>59</sup>。ここから、少なくとも1874年着米当時、吉田を含め6人の公使館員を抱えた日本公使館は、小規模ではなかったことがわかる。

## 第二章 日本公使館とワシントン社交界

以上、他国公使館との比較も含め、立地や人員等の基本事項に重点を置き、在米日本公使館の様相について明らかにしてきた。続いては、米国の新聞記事を主な史料とし、米政府要人や在米外交官らとの社交等、ワシントンにおける日本公使館の営み、それへの世間からの視線について考察する。その際、日本公使館と欧米列強との関係だけでなく、非欧州諸国からの外交官との交際も視野に入れる。

前掲1874年1月19日の新聞記事は、10ヶ国以上の在ワシントン公使館について様々に紹介している<sup>60</sup>。その中には、英仏スペイン等欧州列強の公使館とともに、ブラジルやチリ、エクアドル等、非欧州公使館の話題も多くある。諸公使館について、既述のような人数とともに公使・書記官等の個性、その年齢や既婚・未婚の情報、英語の流暢さ等々を品評している。

またオーストリア公使館の書記官は見た目が良いという話を掲載する一方、記事の文面には非欧米諸国への蔑む視線と捉えられる表現もある。ハイチ公使には8分の1アフリカ人の血が混じっているとといった人種的な話、トルコ公使館書記官にイスラーム教徒がいるといった話も展開する。特に、ハイチ公使の混血については斜体で記し強調している。公使や書記官だけでなく、外交官の妻にも注目及び、多くの外交官の妻が米人女性であることや、ハイチ公使の妻は白人であること等が述べられている。

英国やスペイン、仏国公使館についてある程度の分量を割いて言及されている一方、ブラジルやチリ、エクアドル等、1～2行の記載に留まるものもある中、日本公使館については、「最

も言及を要する (excites the most comment)」として、詳しく記述する。

まず人員(矢野二郎代理公使、浅野繁次郎、高木三郎)を紹介した後、奇妙な名前を持つ風変わりな人々 (outlandish people with outlandish title) である彼らは当地以外でも人気であるとしている。彼らは洋服 (English dress) を着てせわしなく動き、全員背が低く、社交の場では “wall flower” になっているという。最近の公使館の内部事情にも触れ、矢野代理公使が日本から派遣されたが、森有礼が離米する際、高木三郎に代理公使を任せため、公使館員たちは仲違い状態だと記す。矢野代理公使については、妻を連れているが彼女を隠しているとも伝える。

また書記生浅野を「最も面白い」として紹介するが、背の低い(記事では4フィート(約125cm)とある)浅野に “baby” や “dwarf” という言葉を用い、彼以外についても、「不思議な世界」に迷い込んだようと表現する等、記者から浅野及び日本公使館への視線のあり方が伝わってくる。

吉田着米直後 1874 年 12 月 13 日の新聞記事は、吉田を「日本政府から米国へ派遣される初の大使 (Ambassador)」とし、英米留学の経験にも触れた上で、「彼〔吉田〕は一般的な欧州風の衣装を身にまとい、容易く英語を操る。魅力的な相貌で、所作は洗練されている」と、好意的に紹介している<sup>61</sup>。また矢野とは対照的に、吉田は妻を着米直後から社交の場に連れ出した。同月 16 日に行われたグラント大統領によるカラカウア (Kalakawa) ハワイ王歓迎式典において、貞は明るい色で全体に刺繍の施された日本の宮廷服 (Japanese Court dress) で出席し、他参加者から大いに賞賛された<sup>62</sup>。

ハワイ王国は 19 世紀初頭に建国されて以降、貿易や外交面で欧米列強の圧力を受けてきた。1840 年代には英仏と不平等条約を締結するとともに、ハワイ王国の独立承認を欧米列強に求め、王国の独立維持に苦心した<sup>63</sup>。ハワイは 1874 年からは 1~3 人の外交官を米国に派遣していたが<sup>64</sup>、欧米諸国と外交上対等とは言えず<sup>65</sup>、吉田は上記ハワイ王の訪米について、米国と「均一之条約」を結ぶことがその使命であると理解している<sup>66</sup>。

翌年 1 月のホワイトハウスの新年会でも、貞は和装で参加したが<sup>67</sup>、社交の場において、彼女は洋装の方が多かった。新聞記事は、貞の服装に関心高く報じている<sup>68</sup>。一例を挙げると、吉田夫妻主催の晩餐会にて、貞は白いグログランの生地のドレスにコサージュを着けてゲストを出迎えた。スカートは裾を引き、襷で縁取られ、上品なレース付きの花冠、肩から胸へ花のリースも着けていた<sup>69</sup>。新聞記事には貞の新しい洋服の制作費用は、日本で十分農場が購入できるほどとある<sup>70</sup>。吉田はワシントンでは「夫人之交際」が多く、「衣服之批判賞誉を専らにする醜風大流行」とぼやくものの、「体裁」を失わないよう、貞の衣服に配慮している<sup>71</sup>。

吉田らの活動につき、諸新聞記事は「そのもてなしや高名な出席者の多さで出色である」<sup>72</sup>や “enjoyable”<sup>73</sup> という表現等、肯定的に報道している。上述の吉田夫妻による晩餐会については、会場は花で飾られ、美味な料理やシャンパンが出され、招待者は今季最高のもてなしと認めるとの報道もある<sup>74</sup>。この記事は、吉田の他に米政府の A.R. Shepherd 夫妻やオーストリア公使夫妻による米政府国務長官や外交官の招待も報じている。吉田や貞が国務長官や上院議員、またハイチ公使夫妻等から招待されることもあった。先述のように混血が強調されたハイチ公使であるが、この招待の場において、貞・ハイチ公使夫人ともに洋装であった<sup>75</sup>。

1881 年、一時帰国から米国へ戻った直後に吉田夫妻が開催したレセプションには、最高裁判長や判事、国務長官、政府長官や上院議員、英国やポルトガル、スイス、チリ、ハイチ、メキ



シコ、トルコや清国の外交官らが出席した。ここで貞は洋装、清国公使は中華服であった<sup>76</sup>。

吉田らは、晩餐会の開催及び他国公使館や米政府高官からの招待に加え、チャリティーイベントの後援者となったこともある。1881年4月18日に行われた Children's Hospital の charity ball の広告に、貞は後援者として英国や仏国、ポルトガル、メキシコ等の公使夫人とともに名を連ねている<sup>77</sup>。

吉田の社交活動を報じた新聞記事は、概して好意的である。しかし吉田は、1882年の離米に際し、「ただ一点以外では残念」とし、残念でない一点とは、これからは通りを歩く時にヤジを飛ばされたり、“rat eater”と呼ばれたりせずに済むことであると語っている<sup>78</sup>。また貞は来米当初、和装であったが、吉田は「無礼な視線 (rude stare)」や「尊大な批評 (impertinent remarks)」から貞を守るため、早々に彼女を洋装にしたという<sup>79</sup>。ほかにも貞へは「可愛らしい (charming, pretty, prettiest pet etc.)」や「小さい (little, diminutive, miniature, tiny etc.)」という言葉が多用され、好意的とも言えるが、吉田からすれば見下されていると感じたであろう表現も多い。

吉田は晩餐会の開催に際し、女性の重要性を認識したようだが<sup>80</sup>、外交官の妻やその服装は、その国の権威や「文明」をはかる一指標ともなったのである。

## おわりに

以上、吉田清成駐米公使時代を中心に、日本公使館という場に注目し、公使館そのものの貸借や購入の経緯、公使館の人員とその仕事内容・生活など、基礎事項を洗い出した。またワシントンの他国公使館や社交界の実情にも着目し、日本公使館がいかなる存在だったか考察した。

公使館の位置の変遷については、吉田が立地として専らワシントンの中心部を望み、実際森有礼から引き継いだ M street の公使館を経て、他国外交官が多数居住する地域で移動を重ねていたことがわかった。また人員数を他国と比べると、日本公使館は決して小規模ではなかった。新館取得に当たっては、開拓使由来の知己・ケプロンとの交渉となったが、種々の支障が生じた。日本政府にとって、在米公使館の購入は、その在外公館購入の最も早い例の一つであり<sup>81</sup>、日本政府及び吉田は、仲介人の存在等、購入手順の基本事項から自主的に経験を重ね、段取りを理解していった。ケプロンとのトラブルの原因について、現段階で結論を提示することはできない。しかし、公使及び日本政府と公使館の米人書記官・ランマンとの間にも問題が生じたようで<sup>82</sup>、吉田帰国後に解雇される<sup>83</sup>。契約や金銭を伴う欧米人との関わりは、日本政府側と欧米人側、双方の主張や認識に齟齬をもたらすことが少なくなかったのかもしれない。

吉田は他国公使に劣らぬ公使館運営を目指したが、「国柄相對維持」ためには大きな経費が必要で、特に毎年複数回の饗応は多額の出費を要すると、その苦勞と意地を伝えている<sup>84</sup>。

第一章における公使派遣の経緯や、第二章の日本公使館の社交活動と、それらを報じた米国新聞記事から、日本政府及び吉田ら現地の外交官が、欧米基準に沿って活動し、ワシントン社交界に居場所を得ていったことがわかる<sup>85</sup>。各紙は、吉田の離米を“sad event”<sup>86</sup>とし、吉田は「外交団長」である英公使ソーントンに次いでワシントンで人気があったと評価している<sup>87</sup>。

ただし、書記生浅野や日本公使館の面々に関する新聞記事描写からもわかるように、吉田が身をおいたワシントンには、非欧米諸国への差別的視線が確固として存在した。また特に妻とその服装は、常に世間の眼にさらされ、評価や判断の対象とされた。吉田は西洋文物を日本社会に導入することに積極的、時には急進的と見なされるほどであったが<sup>88</sup>、欧米人でない自分

たちへの、米国側からのまなざしに対し、不快感も抱いていたことが指摘できる。

吉田がこのようなまなざしについて直接言及している史料は、第二章で扱った以外にはあまり見られないが、「米国の人々と組織の顕著な礼賛者 (pronounced admirer of our [United States'] people and institutions)」<sup>89</sup>との評価を受ける場合もある吉田の言動の裏に、欧米社会からの視線に対するどのような認識があったのか。表面上、欧米の規範に沿っていると見えたとしても、その行動の背景にどのような思いや考えがあったのか。

冒頭に挙げた犬塚の研究の関心は、明治初期の外交官が、欧米基準の外交界に如何に適応したかであり、日本政府が対峙する相手として、専ら欧米列強、「文明」社会に目が向けられる。しかし、万国公法体制下の外交界には、「文明国」である欧米列強の他に、中南米やアジア諸国も存在し<sup>90</sup>、日本公使館はそれらの国々とも交わりつつ、外交を展開した。本研究は、ワシントンにおける非「文明国」との具体的位相も視野に入れ、吉田公使の営みを検討した。「文明国」なみの公使館の構えを築き、いわば「半開国」を代表する立場に立った吉田は、「文明国」以外の国々へはどのような視線・対応を示したのかという点は、今後考察を深めたい。

註

<sup>1</sup> 吉田清成：薩摩藩士吉田源左衛門の四男として鹿児島城下上之園町に生まれる。幕末、藩命により薩摩藩留学生の一員として数え 21 歳で渡英のち渡米。

<sup>2</sup> 吉田エバーツ協定については山本四郎「吉田・エバーツ協定の一考察：吉田清成関係文書による」(『史林』第 76 巻第 6 号、1993) 参照。

<sup>3</sup> 犬塚孝明「在英日本公使館の設置経緯とその変遷―日英外交の舞台裏―」『政治経済史学』第 330 号、1993。同「明治初期ヨーロッパ外交の形成と在外公館実務―初代駐仏公使鮫島尚信を中心に―」明治維新史学会編『明治維新と西洋国際社会』吉川弘文館、1999。鮫島文書研究会編『鮫島尚信在欧外交書簡録』思文閣出版、2002。

<sup>4</sup> 京都大学総合博物館所蔵の「吉田文書」は約 3,600 点の膨大な史料群で、留学期から晩年までをカバーする。このうち和文書簡や書類、欧文書簡の一部は吉田清成関係文書研究会編『吉田清成関係文書』全七巻(思文閣出版、1993～2018)が所収する。今回は刊本所収史料とともに未収録史料も用い、吉田文書内の史料を扱う場合、註の末尾括弧内に文書番号を示す(刊本収録史料は収録番号を記載。ただし和欧文発来簡を収録した第四巻の収録番号は次のように表記：コピーブック 1/2 所収史料→1-○/2-○、スクラップブック所収史料→3-○)。今後、史料群を指す場合は「吉田文書」、刊本を指す場合は『吉田文書』と記す。

<sup>5</sup> “Japanese Minister” (New York Times, 1874.12.13) には吉田が妻と 2 人の使用人 (maids)、1 人の書記官 (secretary)、2 人の書記生 (attachés) 同伴とある。吉田二郎と浅田徳則、田代静之助が吉田と同船したことは日本側の記録にもある(「吉田特命全権公使外三名任所へ出発届」『公文録・明治七年・第二百九十三巻・明治七年十一月・着発忌服』(国立公文書館蔵)所収)。2 人の使用人とは、吉田文書内の書簡や “Notes from the Japanese Legation” (以下 “Notes”、この史料については第一章第三節にて説明) から、五十嵐文次と高柳半であると推定される。

<sup>6</sup> “San Francisco” Los Angeles Daily Herald, 1874.12.10

<sup>7</sup> 1874 年 12 月日付不明 J.A. Bingham 宛吉田書簡(『吉田文書』第四巻 1-3)

<sup>8</sup> 「欧洲へ公使在留同并鮫島森両弁務使其他派遣ノ儀ニ付数条」『公文録・明治三年・第五十七巻・庚午閏十月・外務省伺』(国立公文書館蔵)所収。

<sup>9</sup> 内閣記録局編『法規分類大全』第十巻(官職門一)(原書房、1978) pp.522-525。

<sup>10</sup> 「鮫島少弁務使英仏及独逸へ差遣塩田権大記等ヲ隨行セシム」、「森少弁務使ヲ米国へ差遣シ交際事務及留学生管轄ヲ委任ス」(ともに『太政類典・第一編・慶応三年～明治四年・第六十巻・外国交際・内地旅行附不開港場回航』(国立公文書館蔵)所収)。

<sup>11</sup> 前掲『法規分類大全』pp.574-575。

<sup>12</sup> 同上 pp.548-554, 568-571。

<sup>13</sup> 「在米吉田公使へ条約重修ノ全権附与委任状・二条」『太政類典・第三編・明治十一年～明治十二年・第十七巻・外国交際・条約』所収、「在米吉田全権公使博覧会御用掛」『太政類典・第二編・明治四年～明

## 西脇：在ワシントン日本公使館の形成

治十年・第七十四巻・産業二十三・展覧場六』所収、「海上裁判所設置ノ儀ニ付吉田公使工部委託云々同」『単行書・処蕃始末・甲戌十月之十六・第六十九冊』所収（いずれも国立公文書館蔵）。吉田は公使在任中、他にも船舶難破救助費用償還方の条約批准書交換のための全権委任や、大蔵省の業務遂行代理の依頼、海軍省から物品購入依頼等を受けていた（「井上外務卿へ皇米両国難破船救助費用償還方結約委任附吉田公使へ委任状」『太政類典・第四編・明治十三年・第十三巻・外国交際・公使領事差遣』（国立公文書館蔵）所収、「米国クリウス会社分産ニ付処分方吉田全権公使へ委任ノ儀上申」『公文録・明治八年・第百八十巻・明治八年三月・大蔵省伺二上』（国立公文書館蔵）所収、「外 721 回送金支払勘定帳の件 在米吉田全権公使通知他一件」『公文類纂 明治十年後編 巻十二 本省公文 理財部』（アジア歴史資料センター蔵）所収）。また吉田文書から、男子留学生の学習・生活両面での世話等、公的な依頼を確認できない案件へ積極的に関与していることもわかる。

<sup>14</sup> 「英国ト郵便条約ノ儀ニ付上野景範中野建明へ委任状渡方同」『公文録・明治十年・第十三巻・明治十年五月・外務省伺』（国立公文書館蔵）所収、「英国倫敦府於テ電信會議ニ付公使上野景範へ委任ノ件」『単行書・詔勅録・国書之部・批准之部・委任状之部・証認状之部・勅語之部・外国公使以下へ勅語之部』（国立公文書館蔵）所収。「故 上野景範（鹿児島県）」『贈位内申書』（国立公文書館蔵）所収。

<sup>15</sup> 前掲『法規分類大全』pp.447-461。

<sup>16</sup> 1874年12月21日付 G.B. Williams 宛吉田書簡（『吉田文書』第四巻 1-4）

<sup>17</sup> “Washington” *Chicago Daily Tribune*, 1874.12.31

<sup>18</sup> 1876年1月9日付志村智常（吉田の岳父）宛吉田書簡（『吉田文書』第四巻 1-159）。

<sup>19</sup> 「戦前期外務省記録」内史料（分類番号 8.4.3.1-9）。1875年1月6日の吉田と Jeffries との契約から1916年の大使館家屋借入までの関連書類を所収する。本論文中にて、物件の貸借・売買契約の内容やその過程については特記しない限り同史料を参照。

<sup>20</sup> 両公館の正確な開設日は未詳。犬塚は森が「同月〔明治4年7月〕ワシントンの二四番街二〇四二番地〔②の位置〕に正式に公館を開く」としている（犬塚「外務省の誕生」明治維新史学会編『明治維新と外交』有志舎、2017）。また1871年8月11日付で、日本公使館から米国内務長官へ、公使館が②へ転居した報告がなされている（1871年8月11日付書簡（“Notes”所収）（米国国立公文書館蔵））。

<sup>21</sup> Charles Lanman (1819-1895)：ミシガン州で生まれる。新聞編集、上院議員秘書、下院議会図書館司書等を務めるとともに、作家や画家としても著名。1871年9月から森有礼が日本公使館米人書記として雇う。翌年8月に一旦解雇、後再び雇用。吉田清成公使時代は一貫して書記を務めた（『森有礼全集』第三巻解説 pp.6-8）。なお同書に、1876年に吉田がランマンを再雇用したとあるが、吉田赴任直後からランマンとの交流が確認でき（1874年12月22日付吉田宛ランマン書簡（『吉田文書』第四巻 3-16））、さらに“Notes”の筆跡から、吉田赴任時には既に再雇用されていたのではないかと筆者は推測している。

<sup>22</sup> 1874年12月22日付吉田宛ランマン書簡（『吉田文書』第四巻 3-16）

<sup>23</sup> 1888年のワシントンの地図には、“scott place”は K street 沿いではなく、③以外の場所に“scott place”がある。しかし 926 という地番や K street 沿いとの記録から、③に日本公使館があったものとする。

<sup>24</sup> 『法令全書 明治7年』（内閣官報局、1887）pp.447-462

<sup>25</sup> 『法令全書 明治9年』（内閣官報局、1887）pp.439-462、『同 明治12年』（同）pp.507-516。なお、減額となるのは、1874年は「備附諸什器ノ有無ニ拘ハラス」4,000円内であったのに対し、1876年の改定後は「備附諸什器ナキ家屋」を借り、備品購入費として12,000円支給（1879年では15,600円）されるようになったためである。

<sup>26</sup> 前掲『雑纂』所収。

<sup>27</sup> 1876年9月22日付志村智常宛吉田書簡（『吉田文書』第四巻 2-29）

<sup>28</sup> 「十一月十四日 吉田公使方之公信抜書」（前掲『雑纂』所収）。

<sup>29</sup> 1877年3月22日付志村智常宛吉田書簡（『吉田文書』第四巻 2-63）

<sup>30</sup> Horace Capron (1804-1885)：マサチューセッツ州で生まれる。メリーランド州の織物工場や紡績工場の監督を務める。1867年に連邦農務局長就任、在任中に開拓使からの招聘を受ける。1872年5月から1875年5月まで北海道開拓のための調査等に従事。帰米後も日本に関する講演等を行った（武内博編著『増補改訂普及版 来日西洋人名事典』日外アソシエーツ、1995）。

<sup>31</sup> 1877年5月22日付 E. Remington & Sons 宛 H. Capron 書簡（『吉田文書』第四巻 2-72）。同30日付 H. Capron 宛 E. Remington & Sons 書簡（同前 2-75、同前 2-76）。

<sup>32</sup> 年不記11月3日付 H. Capron 宛吉田書簡（吉田文書 2426）。

<sup>33</sup> 前掲『雑纂』所収史料。

<sup>34</sup> 前掲『雑纂』所収。ただし書簡原物ではなく、写し（英文）と和訳とが所収されている。

<sup>35</sup> 1876年11月6日付の「在米公使館江之公信案」（前掲『雑纂』所収）によると、それ以前に吉田が公信で公使館購入の利点につき述べていた旨が記されている。また同公信案に、公使館書記生の浅野繁次郎

が帰国した際、公使館購入に関し伝言を預かっていたことも記載されている。浅野は1876年6月に離米し帰国したと考えられる(1876年3月24日付志村智常宛吉田書簡『吉田文書』第四巻1-184)。

<sup>36</sup> 「十一年第七号」(前掲『雑纂』所収)。

<sup>37</sup> 前掲『雑纂』所収史料。

<sup>38</sup> 「十一年第七号」(前掲『雑纂』所収)。この公信には日本政府でも米政府が公使館を購入する際には免税の優遇措置を講じるべきだとの吉田の意見も付されている。

<sup>39</sup> 吉田文書(2209)。なおこの書簡は写し(“copy”と付記)であり、筆跡は恐らくランマンのもの。発信年は“1870”と読めるが、上に“(?)”が付されている。書簡内容から吉田の帰日直前に執筆されたことがわかり、「1880年初めにあなた〔吉田〕と自分〔ケプロン〕の間で行われた、私の家を公使館として貸借することを検討した元々の取決(communiation)」という文言から、1881年ではないかと推測した。

<sup>40</sup> 1882年10月22日付吉田宛高平小五郎書簡(『吉田文書』第二巻243-5)、同日付高平小五郎宛外務省公信(前掲『雑纂』所収)。

<sup>41</sup> 米国行政機関である District of Columbia board of commissioners のことと思われる。

<sup>42</sup> 前掲1882年10月22日付吉田宛高平小五郎書簡。

<sup>43</sup> 同上。なおこの莫立は吉田が再渡米時に「機密金」で購入し、持参したもの。当初の購入目的は未詳。

<sup>44</sup> 吉田文書(2414)。

<sup>45</sup> 米国立公文書館蔵。

<sup>46</sup> 1875年の章程において書記官・書記生は「公使又ハ領事ニ随從シ各外国ニ一時又ハ在駐シ其管内ノ庶務ヲ提掌ス」と定められ、1876年に書記官については公使にのみ随従すると改められた(職務内容は変更なし)。1880年の章程では、一等～三等書記官は「公使ニ随從シテ庶務ヲ掌ル」、一等～三等書記生は「公使領事ニ随從シテ庶務ニ従事ス」とされている(前掲『法規分類大全』pp.548-554, 568-571)。

<sup>47</sup> 1875年6月11日上野景範・中井弘宛吉田書簡(『吉田文書』第四巻1-84)。

<sup>48</sup> 1880年8月30日付吉田宛天野瑚二郎書簡(『吉田文書』第一巻9-3)。

<sup>49</sup> 「開拓使注文器具についてのメモ」(『吉田文書』第四巻1-22)、1875年10月1日付E.E. Hale 宛吉田書簡(同1-119)、同15日付A. Guyot 宛吉田書簡(同1-129)、同11月20日付塩田三郎宛吉田書簡(同1-139)、1880年8月24日付吉田宛天野瑚次郎書簡(『吉田文書』第一巻9-2)等。

<sup>50</sup> 1878年7月14日付吉田宛小倉治郎書簡(『吉田文書』第一巻98-1)。

<sup>51</sup> 1876年2月24日付吉田宛浅田徳則書簡(『吉田文書』第一巻8-3)、年不記9月19日付吉田宛浅田徳則書簡(同前8-24)、1875年4月15日付吉田宛吉田二郎書簡(『吉田文書』第四巻3-65)、同13日付吉田宛吉田二郎書簡(同前3-66)、1878年7月12日付吉田宛ランマン書簡(吉田文書(2266))等。

<sup>52</sup> 1882年8月の『官員録』の公使館書記生欄に、初めて「米国人 チャレスランメン」と記載される。ランマンは同年9月に公使館を解雇されるが、翌年7月まで書記生欄に名があり、8月以降は彼と交替で雇用された「デキイダブリユースターヘンス」(D.W. Stevens)の名前が現れる。ここから、1882年8月以降、現地人書記が公式に認められたと見ることもできるが、それ以前もランマンの給与は外務省から出ていたと考えられ、1882年8月を境に制度上の大きな変化があったとは考えにくい。

<sup>53</sup> 鶴飼政志「米国の下関賠償金返還一駐米日本公使館のロビー活動」『人民の歴史』第135号、1998。

<sup>54</sup> 1879年6月23日付書簡(吉田文書(2171))、同年9月4日付書簡(同(2168))、同年11月26日付書簡(同(2248))等。

<sup>55</sup> 「公使領事費用条例」『法令全書 明治7年』(内閣官報局、1887) pp.447-462。

<sup>56</sup> ニューヨーク公共図書館蔵。Official Congressional Directoryは米政府の印刷局(government printing office)が出版していた名鑑で、政府の閣員や国会議員の名前と住所、官公庁の位置、駐外米国外交官及び駐米米国外交官の一覧等を含む。吉田駐米公使時代は、1年に2～3冊の間隔で出版された。

<sup>57</sup> 吉田滞米中に新たに外交官派遣を開始する国や、途中で派遣が確認不能となる国を含め、当時米国へ外交官を派遣していたのは以下：アルゼンチン、オーストリア＝ハンガリー、ベルギー、ボリビア、ブラジル、清国、チリ、コロンビア、コスタリカ、デンマーク、エクアドル、仏国、英国、グアテマラ、ハワイ、ハイチ、ホンジュラス、イタリア、日本、メキシコ、オランダ、ニカラグア、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ドイツ、ロシア、サルパドル、サモア、スペイン、スウェーデン＝ノルウェー、トルコ、ベネズエラ(Official Congressional Directoryより)。

<sup>58</sup> 公使不在期間がある国を含め、公使派遣が確認できる国は以下：アルゼンチン、オーストリア＝ハンガリー、ベルギー、ブラジル、清国、フランス、イギリス、グアテマラ、ハワイ、ハイチ、イタリア、日本、メキシコ、ペルー、ポルトガル、ドイツ、ロシア、スペイン、スウェーデン＝ノルウェー、トルコ、コロンビア、ベネズエラ(代理公使や弁理公使は含めない)(Official Congressional Directoryより)。

<sup>59</sup> “Society Gossip” *New York Times*, 1874.1.19.

<sup>60</sup> “Society Gossip” *New York Times*, 1874.1.19.

## 西脇：在ワシントン日本公使館の形成

- <sup>61</sup> “The Japanese Minister” *New York Times*, 1874.12.13.
- <sup>62</sup> 1874年12月20日付 Brooks 宛吉田書簡（『吉田文書』第四卷 1-1）。
- <sup>63</sup> 金澤宏明「ハワイ王国の文化と社会—その変遷と多元社会の形成」『文化継承学論集』第2巻（2006）、目黒志帆美『フラのハワイ王国史—王権と先住民文化の比較検証を通じた19世紀ハワイ史像』（御茶の水書房、2020）
- <sup>64</sup> 前掲 *Official Congressional Directory*
- <sup>65</sup> この時、英仏との条約は平等条約となっていたが、これは欧米列強間のハワイ王国への影響力をめぐる競争が背景となつての改正であった（金澤前掲論文）。目黒は、訪米したカラカウアは、「ハワイを世界の近代国家のなかに位置づけようと様々な政策を打ち出した」とし、在外公館の設置や万国郵便連合への加入（1882年）を指摘している（目黒前掲書）。
- <sup>66</sup> 1874年12月21日付上野景範宛吉田書翰（「上野景範関係文書」（国立国会図書館蔵）所収）。
- <sup>67</sup> “New year’s at the white house” *West Jersey pioneer*, 1875.1.7.
- <sup>68</sup> 貞について報じた新聞記事は多数あるが、貞の服装や相貌について詳しく報じた早い時期のものとしては、“Washington Gossip” *New York Times*（1874.12.27）がある。
- <sup>69</sup> “Washington news and gossip” *The Evening Star*, 1876.2.1.
- <sup>70</sup> “Mrs. Yoshida” *Public ledger*, 1876.3.27.
- <sup>71</sup> 1875年6月7日付志村智常宛吉田清成書簡（『吉田文書』第四巻 1-78）。
- <sup>72</sup> “Washington news and gossip” *Evening Star*, 1878.2.5.
- <sup>73</sup> “Society notes” *The Evening Star*, 1881.12.21.
- <sup>74</sup> “Washington news and gossip” *Evening Star*, 1876.2.1.
- <sup>75</sup> “Social and Personal”, *Evening Star*, 1876.2.16.
- <sup>76</sup> “Society notes” *Evening Star*, 1881.1.26. 但し、清国公使の中華服に対する品評はない。
- <sup>77</sup> “Ninth annual charity ball!” *National Republican*, 1881.4.16.
- <sup>78</sup> “Gossip” *The Portland Daily Press*, 1882.4.15.
- <sup>79</sup> “A reception at the house of the Japanese minister” *St. Landry Democrat*, 1882.1.21.
- <sup>80</sup> “A Japanese Reception”, *Bradford Opinion*, 1876.2.26.
- <sup>81</sup> 在米公使館の建物と土地を購入した1881年時点で、他国公使館（英仏独伊露清）は全て借入である（『借地及借家料関係雑纂 在英大使館 第一巻』、『同 在仏大使館』、『同 在独公使館』、『同 在伊公使館』、『同 在露大使館』（全て外務省外交史料館蔵））。
- <sup>82</sup> 古木宜志子『津田梅子』（清水書院、2016）には、吉田とランマンとの関係について、「[下関償金返還のための]ロビー活動の費用をめぐる森の後任吉田公使との関係が悪化した」ため公使館秘書を辞したとの記述がある。この真偽は未詳であるが、吉田帰国後、吉田ないし日本政府とランマン（夫妻）との間で、何かしら確執が生じたことは確認できる（1883（?）年11月28日付井上馨宛吉田書翰（「井上馨関係文書」（国立国会図書館蔵（資料番号 597-1）））。
- <sup>83</sup> 「外務省之部 在米公使館雇ランマンへ慰勞金下賜ノ件」『記録材料・議案簿・第一局処務記録』（アジア歴史資料センター蔵）所収。
- <sup>84</sup> 1878年4月21日付小谷静二宛吉田書簡（『吉田文書』第四巻 2-132）。なお、この書翰を含め、吉田の給与や必要経費を具体的に記した書翰や書類が吉田文書には多く残っている。これらの史料を用い、公使館の会計実態を明らかにすることは別稿を期す。会計の委細は別稿を期す。
- <sup>85</sup> 吉田離米時にはそれを惜しむ記事が目立つのに対し、森有礼離米時には必ずしも森に好意的な記事ばかりではなかった（“Mori under a cloud”（*Evening Star*, 1873.6.12）では森の態度を「強情（perverse）」や「不可解（unaccountable）」と表現）。吉田は森と比較するとワシントンに適応し受容されたといえる。
- <sup>86</sup> “Yoshida Kiyonari” *National Republican*, 1881.12.29.
- <sup>87</sup> “Washington Letters” *Morning Appeal*, 1882.1.5.
- <sup>88</sup> 例えば、1873年1月28日付井上馨宛木戸孝允書翰で、木戸は漸進的な欧米文物の導入を是とし、大久保の文物導入の方法を急進的として非難したが、同書翰で吉田は大久保の「口まね」をしたとされる（木戸公伝記編纂編纂所編『木戸孝允文書』（日本史籍協会、1930）pp.3-7）。また同年9月25日付伊藤博文宛木戸書翰によると、木戸は吉田を「只管当世風而已主張」するとして「罵倒」したという（同 pp.43-45）。
- <sup>89</sup> “Yoshida Kiyonari” *National Republican*, 1881.12.29.
- <sup>90</sup> 松井芳郎「近代日本と国際法（上）」『科学と思想』第13号（1974）、井上勝生「万国公法」と幕末の国際関係 田中彰編『近代国家への志向』（中央公論、1994）。

本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2110 の支援を受けたものです。

（京都大学大学院教育支援機構奨励研究員 教育哲学・教育史学コース 博士後期課程1回生）

（受稿 2022年8月31日、改稿 2022年11月7日、受理 2022年12月15日）

## 在ワシントン日本公使館の形成

— 吉田清成駐米公使時代を中心に —

西脇 彩央

本研究は、吉田清成（1845-1891）の駐米公使時代（1874-1882）に焦点を当て、当時の在米日本公使館のあり方を明らかにしようとするものである。まず、公使館という建物・場について、立地や規模、その貸借や購入の経緯を明らかにし、また館員の職務や生活にも目を向け、他国公使館との比較を通じ、日本公使館の立ち位置を考察する。続いて米国の新聞を用い、吉田ら公使館員の社交活動を追う。欧米基準のワシントン社交界において、彼らは如何に振る舞ったのか、欧米社会は彼らに対して如何なる視線を向けたのか、特に女性の服装やその評価基準に注目して検討する。その際、対欧米だけでなく、トルコやハイチ、ハワイ等の公使らと日本公使館との交際も視野に入れる。これらを通じ、万国公法体制下、「半開国」とされた日本政府の公使吉田が、いかなる国際社会認識、すなわち「文明国」および非「文明国」をどのように捉えていたのか、という研究課題を提起する。

### **Establishing the Japanese Legation in Washington D.C.: Focusing on the Term of Minister Yoshida**

NISHIWAKI Mio

This paper discusses the Japanese legation in Washington D.C. in the term of Yoshida Kiyonari (1845–1891) as the envoy extraordinary and minister plenipotentiary. First, the site of the legation, its size, the process of purchasing, and duties or lifestyle of legation officers were examined. The position of the Japanese legation in the society of diplomats in Washington was examined in comparison with the legations of other nations. Next, based on reports in American newspaper articles, the behavior of Yoshida and others in the Japanese legation in the society of Washington is discussed. How they acted and how they were seen by westerners were investigated. Reports referring to the clothes of ladies and evaluation were analyzed in detail. In addition, this paper also focuses on not only the relations with western nations, but on non-western nations, such as Turkey, Haiti, and Hawaii. Examination of the above cases raised questions regarding how Yoshida, who was the envoy of a nation referred to as “half-barbarous,” considered the community of nations, the ideas of “civilized” and “half-barbarous” nations, and how to regard international law.

**キーワード**：吉田清成、在米日本公使館、外交官、文明国、半開国

**Keywords**: Yoshida Kiyonari, Japanese legation in Washington D.C., diplomats, civilized nation, half-barbarous nation